

事 務 連 絡
令和 8 年 3 月 30 日

一般社団法人 日本慢性期医療協会 御中

厚生労働省医政局総務課

「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針
(医療広告ガイドライン) に関するQ&Aについて」の改訂について

標記について、別添のとおり、各都道府県、保健所設置市及び特別区衛生主管部(局)あてに事務連絡を発出いたしましたので、ご了知いただくとともに、貴会会員等に周知をお願いいたします。